

勤務医の皆さん!!

休業保障制度が オススメです!

保険医協会・
保険医会の



休業保障制度とは…

病気やケガで診療を休んだ際に定額の給付を受けられる制度です。



入院だけでなく、自宅療養でも給付を受けられました!
有休や病休でも給付を受けられるのですね。

転勤先でも加入継続できるのがいいですね。
将来開業したら、増口できる
ところも魅力です。



掛金が加入の時から
上がらないのなら…と思い加入しました。

加入時35歳で3口加入した場合

月々の掛金は **8,400円**

しかも、掛金は加入時のまま、満期まで上がりません。

休業して30日分の給付を受けた場合

自宅療養 **54万円**

入院療養 **72万円**

いつ起こるかわからない病気やケガ…だから今から備えませんか

● 自宅療養への備えが必要

こんな
休業事例が
あります

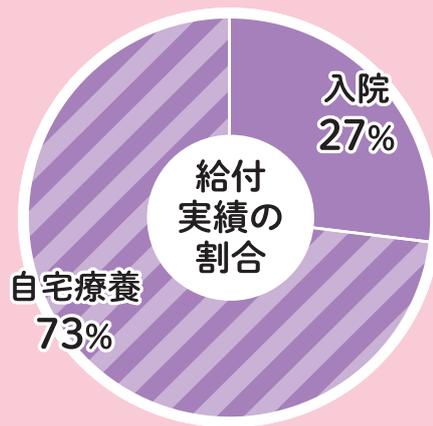
- 椎間板ヘルニアで入院と自宅療養合わせて51日間休業
- 切迫早産により自宅安静を指示され72日間自宅療養
- バイクで転倒し右手骨折、60日間自宅療養

ガンなど三大疾病に限定されず、幅広くケガや病気による休業を保障しているのですね。



自宅療養の割合が増えています

療養期間においては、入院期間が短縮され、通院を含む自宅療養の割合が増えています。退院してもまだ診療に復帰できない期間に対して、備えが必要です。



休業保障制度における給付実績(2019年8月~2020年7月)から算出

● 休業保障制度なら、入院でも自宅療養でも最長730日の充実保障

休業保障制度は、第三者の医師が休業を必要と認めた期間であれば、入院・通院日だけでなく、自宅療養の期間中でも給付を受けられます。

通算500日

短期間での再発や後遺症でも、通算500日までなら、何度でも給付を受けられます(傷病休業給付金)。



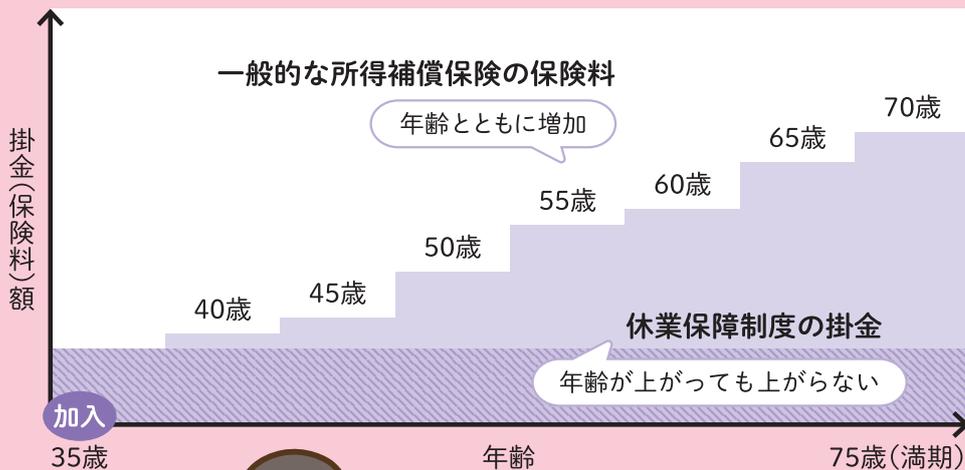
最長230日 (1回限り)

500日を超えて連続して休業している場合は、最長230日の範囲で給付されます(長期療養給付金、1回限りの給付)。

通院日だけの保障ではないんですね。



● 掛金は加入時のまま上がりません



若いときに加入した方が、
掛金額は少なく済みますね。

一般的な所得補償保険等は、加齢によって保険料が上がっていきます。

休業保障制度の掛金額は、加入時の年齢によって決まり、その金額は加入している間、変わりません。
→掛金額は裏面をご覧ください。

※増口部分の掛金額は、増口時の加入年齢が適用されます。

● 勤務医にうれしい魅力

- 有給休暇や病気休暇扱いでも給付※1
- 転勤でも加入継続
- 開業した際は増口できます※2
- 脱退給付金あり(3年以上加入した時)

※1 給付の際は、休業事実の確認を実施します。

※2 給付金の受給状況や、開業時の年齢・健康状態によっては、増口が認められない場合があります。

転勤や開業にも対応しているから、環境が変わっても新たに保障を探す必要はないのですね!!



● 加入者から安心の声

安心して療養に
専念できました

(48歳・医師)



掛金が加入時の年齢のまま継続されるため、そんなに負担が重くなくお守りのつもりで加入しましたが、病気で手術を受けました。入・退院を繰り返し、その後の自宅療養中にも給付を受けられたので、安心して療養に専念できました。「備えあれば憂いなし」を実感しました。

新型コロナも給付対象です

休業保障制度は、新型コロナウイルス感染症による休業も、給付の対象です。給付の際は、第三者の医師への受診が必要です。給付の詳細は、保険医協会・保険医会へお問い合わせください。

給付事例①

発熱で受診したところ、新型コロナウイルス感染症と診断されて休業。入院・自宅療養合わせて26日分の給付を受ける。(52歳・開業医)

給付事例②

診察した患者の新型コロナ陽性が判明し、自身の感染が疑われたので、医師の指示を受けて自宅療養し、10日分の給付を受ける。(47歳・勤務医)

● 給付の種類 (1回あたり)

給付の種類	給付金額	給付限度など
傷病休業給付金	休業6日目から 1日につき6,000円	通算して500日まで
入院給付金	入院1日につき2,000円を 傷病休業給付金に加算	入院給付金単独での給付はありません
長期療養給付金	休業1日につき 自宅3,000円 入院6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して 休業している場合に、1回限り230日を限度に給付
弔慰給付金	50万円	いずれかを受給したときは脱退 (その場合、脱退給付金も合わせて給付)
高度障害給付金	50万円	
脱退給付金	別途規定の 給付金額表による	加入日から3年以上経過後に、 脱退・減口となったときに給付

※ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したもののから保障開始となります。

● 掛金額 (1カ月あたり)

加入年齢	1口	2口	3口
～29歳	2,500円	5,000円	7,500円
30～39歳	2,800円	5,600円	8,400円
40～49歳	3,000円	6,000円	9,000円
50～54歳	3,300円	6,600円	9,900円
55～59歳	3,700円	7,400円	11,100円

▶勤務医は通算3口までの加入となります。

● 加入申込資格

- 1 加入日現在、加入年齢が*60歳未満であること
- 2 保険医協会・保険医会の会員であること
(ただし京都府保険医協会は取り扱っていません)
- 3 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること
- 5 告知日現在、健康であること
(現症がある方、服薬中の方、治療中の方は、原則として加入できません)

※加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。

※過去に給付を受けたことのある方や、常勤と同様の就業状況の非常勤勤務医の方もお申し込みいただけるようになりました。

ご連絡先

お申し込みや資料請求は、ご所属の保険医協会・保険医会(代理店)にお問い合わせください。保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。

お申し込みの際は、必ず制度案内パンフレット等をご確認ください。

取扱代理店

運営元

一般社団法人 全国保険医休業保障共済会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館5F

🔍 休保

検索